

学友会クラブ特別援助金支給内規申し合わせ事項

学友会クラブ特別援助金の申請および支給について、各校舎学生委員会で下記のとおり確認する。

1. 対象団体

内規第 2 条に「学友会に所属するクラブ、すなわち公認団体ならびに届出団体とする」とあるので、いわゆる“サークル”も対象になる。

2. 援助金内容

内規第 5 条「支給の対象となる費用は、参加費、旅費（交通費・宿泊費）の実費」の解釈は次のとおりとする。

（1）参加費

・「参加費」として請求される費用だけではなく、大会に参加する際に主催者から請求される費用とする。

（例．パンフレット代、ボール代など）

・大会参加申込に係る交通費（学連事務所への直接申し込みが必要な場合など）

・いずれの場合もその旨が要項等に明記されていることが必要。

（2）交通費

①経路

各キャンパスからの現地までの最も効率の良い経路での実費以内とし、定期券の所有状況については不問とする。

【越谷】東武線「北越谷駅」発

【湘南】神奈川中央交通「文教大学」発～ＪＲ「茅ヶ崎」または小田急線「湘南台」経由

【東京あだち】東武線「谷塚駅」発

②交通機関について

公共交通機関（鉄道、バス、飛行機、フェリー）の利用とし、原則としてタクシーの利用は認めない。

※鉄道は新幹線、特急の利用が可能。

③航空券について

エコノミークラスの普通運賃を上限に実費とする。（根拠資料必要）

④宿泊費

10,000 円／泊を上限とした実費とする。

ただし、主催者が宿泊施設を指定している場合はその実費とする。（根拠資料必要）

3. 援助金申請時期・タイミング

援助金を申請する団体は、規程に基づき、対象となる大会に出場が決定した際（大会出場前）に申請をし、大会後に結果を報告することとする。

4. 審議および支給時期

原則として当該年度の年度 1 月末までの結果をもとに、2 月に各校舎の学生委員会で審議し、3 月中に支給する。ただし、2 月以降に結果が判明する申請については、例外的に翌年度の申請とする。

なお、あらかじめ委員会審議前に各校舎担当者間で父母教・藍夢会の予算の配分を行う。

以上